

# 令和6年度権利擁護推進員養成研修 開催要項

## 1. 目的

高齢者虐待防止法の理解及び介護現場において、権利擁護の視点に立った実践的手法を修得し、それを指導的立場で推進する人材の育成。

## 2. 実施主体 島根県

## 3. 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

## 4. 日程・会場等

会場	期 日	開催場所	定 員	申込〆切
松江	【前期】 5月22日(水)～24日(金)	島根県松江合同庁舎 2F 講堂	20名	4/17(水) 午後5時
	【後期】 8月29日(木)	いきいきプラザ島根 403 研修室		
浜田	【前期】 9月25日(水)～27日(金)	いわみーる 401 研修室	20名	8/7(水) 午後5時
	【後期】 12月18日(水)			

※申込が定員を超過した場合、申込記載事項に基づき調整いたします。

## 5. 受講対象

虐待防止及び権利擁護の取組を介護施設等で指導的立場から推進できる職員（施設長、介護主任等）で自施設等実習（60日間）において施設の協力を得られる方。

## 6. 研修内容

別紙日程表のとおり。

自施設等実習は前期に作成する実習計画書に基づき、施設等全体で60日間取り組み、報告書を提出する。

## 7. 講 師

一般社団法人島根県社会福祉士会 阪田 健嗣氏

## 8. 申込方法・受講料・受講決定

(1) 申込〆切日の午後5時までに申し込んでください。※期限を過ぎての受講申込は受け付けません。

『[研修受講サポートシステム](#)』よりお申込みください。（マニュアルの手順に従って入力ください）

事業所の登録→受講研修の選択→受講者の登録→申込確認メールが到着にて申込完了となります。

※事業所の登録は初回システム利用時、1回登録するだけで全ての研修への対応が可能です。

（登録内容に変更があった場合は、その都度修正してください）

※同一事業所において複数名申し込む場合は、優先順位をつけてください。

※申込みは、事業所を通しておこなってください。（個人での申込はできません）

(2) 受講料 おひとり 3,000円（消費税非課税）

(3) 受講決定通知又は不決定通知書を、申込〆切日後の7日以内に各事業所に送付します。

(4) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

(5) 受講決定後の取り消しはご遠慮ください。やむを得ず受講取り消しをされる場合は、振込期日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り、受講料のみ返金いたします。

（返金にかかる振込手数料はご負担頂きます）

## 9. 修了証書

定められた日程を修了した受講者に島根県知事名の修了証書を交付します。

欠席、遅刻、早退等で規定の受講時間を満たさない場合や受講態度が著しく不良と認められた場合\*は、修了証書の発行を行わないこともありますのでご了承ください。

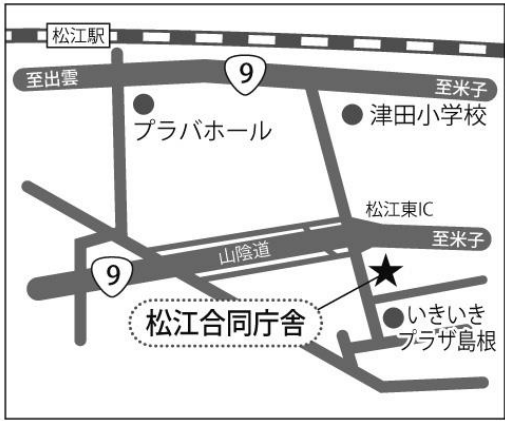

※

- ①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為
- ②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
- ③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

## 10. その他

- (1) 昼食は各自でご準備ください。
- (2) 研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようご準備ください。
- (3) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (4) 駐車場には限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- (5) 地震・台風・感染症（新型コロナウイルス）など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。
- (6) 受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合がありますので予めご了承ください。
- (7) **感染症対策の一環として、マスク着用**のうえご参加ください。

## 11. 会場周辺図

<p><b>松江</b> 島根県松江合同庁舎（松江市東津田町 1741-1） いきいきプラザ島根（松江市東津田町 1741-3）</p>	<p><b>浜田</b> いわみーる（浜田市野原町 1826-1）</p>
	
<p>JR 松江駅バス停より市営バス【県合同庁舎】行 または【南循環線外回り】で「県合同庁舎前」下車 (所要時間約 20 分)</p>	<p>JR 浜田駅より「大学線」 いわみーる下車 (所要時間約 10 分)</p>

## 12. 問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内

島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／鬼村(おにむら)・三神(みかみ)

TEL : 0852-32-5975 FAX : 0852-32-5956 [URL] <https://www.shimane-fjc.com/>

受講申込書に記載の個人情報は、受講者名簿作成、履修状況把握、修了証書作成等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。

## 令和6年度権利擁護推進員養成研修【日程表】

日程		時間	内容			
前期	1日目 (松江) 5/22 (水)	9:30~	受付			
		9:55~	開会	オリエンテーション		
		10:00~11:00	講義①	権利擁護支援の基本と福祉サービス利用者の権利擁護 (介護サービス相談員派遣事業)		
		11:00~12:00	講義②	高齢者虐待防止法と虐待の現状Ⅰ (島根県内の状況と虐待対応専門職チームの活動紹介等)		
		12:00~13:00	昼食休憩 (60分)			
		13:00~14:00	講義③	高齢者虐待防止法と虐待の現状Ⅱ		
		14:00~15:00	講義④	身体拘束と利用者の行動制限・制約について		
	(浜田) 9/25 (水)	15:00~16:00	グループワーク 1	自施設等における状況とその要因		
	2日目 (松江) 5/23 (木)	9:30~10:30	講義⑤	養介護施設従事者からの虐待防止		
		10:30~	個人ワークⅠ	DVD「神戸市の高齢者虐待防止」視聴・ワークシート記入		
		12:30	グループワーク 2	個人ワーク結果をグループ共有		
		12:30~13:30	昼食休憩 (60分)			
		(浜田) 9/26 (木)	13:30~15:00	講義⑥	利用者の思いを尊重した意思決定支援	
		15:00~16:00	講義⑦	支援を変えるコミュニケーション		
	3日目 (松江) 5/24 (金)	9:30~10:30	発表	修了者による実践事例報告と意見交換		
		10:30~11:30	グループワーク 3	養介護施設における不適切な対応について事例検討		
		11:30~12:00	個人ワークⅡ	施設従事者自己チェック		
		12:00~13:00	昼食休憩 (60分)			
		(浜田) 9/27 (金)	13:00~14:00	講義⑧	感情コントロールとストレスマネジメント	
		14:00~15:30	講義⑨ 個人ワークⅢ	自施設等実践計画書の作成		
		15:30~15:40	アンケート記入			
<b>自施設等実習 (60日間) 実習報告書提出が必須</b>						
後期	4日目 (松江) 8/29 (木)	10:00~12:00	グループワーク 4	自施設等実習を各自グループ内報告		
		12:00~13:00	昼食休憩 (1h)			
	13:00~14:30	全体報告	選抜者による自施設等実習の発表			
	14:30~14:45	まとめ				
	(浜田) 12/18 (水)	14:45~15:00	アンケート記入			
	15:00	修了証書交付				

\*適宜休憩が入ります。\*進行上、若干変更することがあります。